

第2回 喜多方市農業委員会総会議事録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和3年1月20日(水) 午後1時30分
会 場 喜多方プラザ 小ホール

2 委員定数 19名

3 本日の総会に出席した委員

会 長 19番 京野 貞夫

会長職務代理者 18番 齋藤 澄子

委 員

1番 高橋 忠一	2番 高野 進	3番 渡部 清孝
4番 小沢 勝則	5番 武藤 常雄	6番 二瓶 崇
7番 菊地 貴	8番 山口 久人	9番 大津 康男
10番 小林千代松	11番 平田 恭一	12番 木戸 賢治
13番 木村富士男	14番 小林 博行	15番 菅井 大輔
16番 岩崎 茂治	17番 佐藤 光伸	

4. 本日の総会に欠席通告した委員

なし

5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第1号 会務報告について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

7 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第6号 農用地利用集積計画について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋 喜一郎

次長兼農地係長 渡部 仁

農政係長 大竹 秀樹

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主任主査 齋藤 清孝

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主事 渡部 涼

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主査 小林 さおり

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主査 渡部 智恵

9. 会議の概要

○会長（あいさつ）

本日の総会には、報告2件、議案3件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、おりません。

定足数に達しておりますので、これより第2回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、1番 高橋忠一委員、2番 高野進委員を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、報告第1号から報告第2号までの報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第1号 会務報告について

○事務局 (高橋事務局長)

[1件を朗読、説明。]

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局（渡部次長兼農地係長）

〔12件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、報告第1号から報告第2号までの報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第1号から報告第2号は、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号から報告第2号は了承することにしました。

（議案審議）

○議長

議案審議に入ります。

「議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

〔所有権移転1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、所有権移転のNo.1について、11番 平田恭一委員より現地調査の結果、並びに補足

説明がありましたら報告を求めます。

○平田恭一委員

〔所有権移転のNo. 1 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

11番平田です。案件No. 1についてご報告いたします。去る1月4日午後2時半ごろより譲受人〇〇〇さんのご自宅にお伺いしました。譲受人〇〇〇さんは不在でしたが、ともに農業をしてらっしゃるお母さまがいらっしゃいましたので、お話を伺いました。申請地は自作地と隣接しており、作業効率が高められること、権利取得後に誰かに貸すことや転用するようなことはない等のことを確認してまいりました。したがって、本申請における権利の取得については周辺農地に支障を及ぼすことなく、適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第4号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第4号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

〔権利設定1件、所有権移転2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、権利設定のNo.1については、9番 大津康男委員、所有権移転のNo.1については、7番 菊地貴委員、No.2については、13番 木村富士男委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○大津康男委員

〔権利設定のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

9番大津です。権利設定の案件No.1についてご報告いたします。去る1月7日午前9時10分より被設定人〇〇〇株式会社より3名、設定人〇〇〇さんは出席でしたが、他2名は欠席でした。立会人として、事務局渡部次長、渡部主事、平田農業委員、私が出席し、現地調査並びに申請者からの内容の聞き取りを行いました。一時転用の目的ですが、〇〇〇支線単独工事に伴って、鉄塔撤去にかかる工事用地とするためです。期間としては、令和3年3月31日までとなっております。転用によって生ずる付近の概要は、排水は雨水のみで自然浸透するため、農業用排水施設に影響を及ぼす恐れはなく、周辺に柵を設置し、関係者以外の立ち入りを禁止するということでしたので特に問題はないと判断いたしました。以上です。

○菊地貴委員

〔所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

7番菊地です。所有権移転案件No.1についてご報告いたします。去る1月8日午後3時35分ごろより、譲渡人は欠席、譲受人代理の〇〇〇、

〇〇〇行政書士、事務局渡部次長、木村推進委員と私で現地調査を行いました。申請地は、周囲が宅地で囲まれております。隣接する農地は、東側にありますが、水路で分断されています。周辺の道路より低いいため、同じ高さまで盛り土を実施し、各区画に水道を供給し、分譲するということでした。本申請は特に問題はないと判断いたしました。以上です。

○木村富士男委員

〔所有権移転のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

13番木村です。案件No.2についてご報告いたします。去る1月8日午後3時55分ごろより譲渡人、譲受人ともに本人出席、〇〇〇行政書士、事務局より渡部次長、菊地推進委員と私で現地調査を行いました。本申請地は、現在利用している工場敷地に隣接しておりますが、すでにコンクリートで覆われており、敷地として利用されておりましたので顛末書の提出がありました。隣接する農地は南側だけで日照等に影響を及ぼす恐れはなく、土砂の流出等もなく特に問題はないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第5号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○木戸賢治委員

12番木戸です。所有権移転のNo.2についてご質問させていただきます。こちらは厳密に言えば、悪質な違反転用で罰金等が発生するものと思いますが、顛末書付きで申請を受ければ終わりでいいのでしょうか、その点を審議していただきたい。

○事務局（高橋事務局長）

顛末書付きの申請であるということに関しましては、農地転用の許可要件に該当するのであれば、許可することについては致し方無しと

というのが事務局の考えであります。ただ、この件について許可するということについては、農業委員の皆様のお考えを農業委員会総会の場で協議していただくということになります。繰り返しになりますが、農地転用許可が出ることが不可能であるものに関しましては、申請を受け付けず、議案にも載せないということになります。この件に関しましては、各委員の皆様のご意見をお取りまとめいただきたい。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

違反転用というのはその事実だけではなく、その後改善を行うつもりがないということで、顛末書の提出も申請も出さないといった場合に悪質な違反転用という扱いにしています。今回の申請の場合、気が付いた時点で違反転用状況を改善するというので、今までも許可要件に該当する申請は顛末書付きで申請を受けており、違法状態を解消する意思がありましたので議案として審議よろしくお願いいたします。

○議長

今ほど事務局の方からご説明がありましたが、この件に関しまして各委員からの意見をお聞きしたいと思えます。ございませんか。

○高野進委員

2番高野です。違反転用を認めて遅れて申請をしたということですが、顛末書にはどのようなことが記載されているのでしょうか。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

今回の申請の理由書には、事業用地を買った際に農地ではないものだとして自己判断して使っており、全体的な区画を見る等の精査をしたところ一部農地のままであることに気づいた旨の記載がございました。今回は、気づいた段階での申請となります。

○議長

その他ございませんか。

（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第5号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第6号 農用地利用集積計画について」を議題といたします。

なお、本案件中、農用地利用集積計画のNo.28、No.42、No.142を除く案件について、先に事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

[No.28、No.42、No.142を除く案件についてを朗読、説明。]

なお、齋藤澄子委員から事前に多数の質問をいただいております。順番に回答させていただきます。まず、No.27への何故1年間という短い期間であるのかという質問に回答させていただきます。受け手の方が身体障がい者で、この先耕作できなくなる可能性があるため1年間ごとの契約だそうです。次に、No.62への1筆だけ賃借料が安いのは何故かという質問に回答させていただきます。ほかの農地に比べ、山際で形が悪いということで昔からこちらの金額で貸借していたそうです。No.78とNo.79で受け手が同じ借り手であるのに、記載してある耕作面積が異なるのは何故かという質問に回答させていただきます。こちらのほうで記載が間違っておりました。大変申し訳ございません。No.78が正しい数値でありますので、訂正よろしくお

願いいたします。No. 85の貸し手が認定農業者であるが農地を貸してもいいのかという質問に回答させていただきます。この申請地については、貸し手の居住地からかなり離れているということで以前から貸しており、自身は居住地から近い農地を借りて耕作をしているそうです。また、認定農業者の期限が切れれば認定農業者をやめるというお話もされておりましたので、申請を認めるべきと判断いたしました。No. 107への何故1年間という短い期間であるのかという質問に回答させていただきます。前回の契約期間満了で貸借を辞める予定でしたが、受け手が見つからないということで、あと1年だけ延長して耕作を続ける間に受け手を見つけていただきたいということで1年の契約になっております。以上です。

○議長

それでは、議案第6号の農用地利用集積計画のNo.28、No.42、No.142を除く案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○山口久人委員

8番山口です。期間というのは個人間で決めているのでしょうか。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

農業経営基盤強化促進法ですが、最長50年まで認められております。民法では、20年までですが、この法律は最長50年までとなっています。契約期間自体は、当事者間で話し合っていて、最長50年までの間で契約していただくようになります。

○議長

その他ございませんか。

（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第6号の農用地利用集積計画のNo.28、No.42、

No.142を除く案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号の農用地利用集積計画のNo.28、No.42、No.142を除く案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第6号 農用地利用集積計画のNo.28の案件について」を議題といたします。

なお、本案件につきましては、7番 菊地貴委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、菊地貴委員の退席を求めます。

(7番 菊地貴委員退席)

○議長

事務局より朗読・説明させます。

○事務局 (渡部次長兼農地係長)

[No.28の案件について、朗読、説明。]

なお、齋藤澄子委員から事前にいただきました、なぜ1年間という短い期間であるのかという質問に回答させていただきます。受け手が法人化を考えておりまして、1年間は個人で借りて、来年からは法人で借りるため、期間が1年間と短くなっております。

○議長

それでは、議案第6号 農用地利用集積計画のNo.28の案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第6号 農用地利用集積計画のNo.28の案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 農用地利用集積計画のNo.28の案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

7番 菊地貴委員の着席を求めます。

(7番 菊地貴委員着席)

○議長

続きまして、「議案第6号 農用地利用集積計画のNo.42の案件について」を議題といたします。

なお、本案件につきましては、10番 小林千代松委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、小林千代松委員の退席を求めます。

(10番 小林千代松委員退席)

○議長

事務局より朗読・説明させます。

○事務局(渡部次長兼農地係長)

[No.42の案件について、朗読、説明。]

○議長

それでは、議案第6号 農用地利用集積計画のNo.42の案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第6号 農用地利用集積計画のNo.42の案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 農用地利用集積計画のNo.42の案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

10番 小林千代松委員の着席を求めます。

(10番 小林千代松委員着席)

○議長

続きまして、「議案第6号 農用地利用集積計画のNo.142の案件について」を議題といたします。

なお、本案件につきましては、17番 佐藤光伸委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、佐藤光伸委員の退席を求めます。

(17番 佐藤光伸委員退席)

○議長

事務局より朗読・説明させます。

○事務局(渡部次長兼農地係長)

[No.142の案件について、朗読、説明。]

○議長

それでは、議案第6号 農用地利用集積計画のNo.142の案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第6号 農用地利用集積計画のNo.142の案

件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 農用地利用集積計画のNo.142の案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

17番 佐藤光伸委員の着席を求めます。

(17番 佐藤光伸委員着席)

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第2回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

(閉 会) 午後2時49分